

大洗町議会政治倫理審査会 議事録

1 日 時 令和4年10月11日(火) 午後2時03分～午後3時06分

2 場 所 大洗町役場3階 議場

3 出席委員

委員長	菊地 昇悦	副委員長	柴田佑美子
委員	坂本 純治	委員	勝村 勝一
委員	海老沢功泰	委員	和田 淳也
委員	小沼 正男	委員	石山 淳
委員	伊藤 豊	委員	櫻井 重明

4 欠席委員

5 案 件

(1) 飯田英樹議員に対する政治倫理審査について

6 その他

菊地委員長

定刻を過ぎております。大変申し訳ありません。開会を延ばしてしまいました。まだ見えてない方は、これから出席するという連絡がついておりますので、ただいまから大洗町政治倫理審査会を開催いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。

携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、マナーモード、もしくは電源を切っていただくようご協力をお願いいたします。

初めに、この審査会ですが、条例第6条第5項の規定において、本会議は公開する。ただし、委員の3分の2以上の同意がある時は非公開とするとなっております。公開、非公開についてご意見がある委員は挙手をお願いいたします。

【公開の声あり】

菊地委員長

公開の声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

菊地委員長

異議なしということで、この会議は公開といたします。

傍聴される方がおられましたら、議場を開いてください。傍聴席を開いてください。

この設置された審査会は、調査請求があった内容について調査、審査を行って、政治倫理条例基準に違反しているかどうかを審査する委員会であります。

前回9月20日に開催いたしました委員会では、飯田議員及び今村議員に対し聞き取り調査を行いました。また、申請人に対し、書面による意見聴取について協議していただきました。その書面による調査の結果につきましては、円滑なるご審議を行っていただけるように、先に委員の皆様のお手元に配付させていただいております。

本日の審査に当たりまして、先ほど申し上げましたとおりに、申請人からの調査書、第1回目から前回までの審査会での審査事項、調査対象者である飯田議員からの聞き取り調査の際に発言した釈明内容を記載した書類を配付させていただきました。

これまでも調査事項1、商工会副会長の件、調査事項2、恫喝の件については、委員各位から様々な意見をいただいておりますが、以前皆様にご確認していただいておりますと

おり、本日が審査会からの報告締切日となっております。

当審査会は、議員の賛意をもって設置されたものでありますことから、責任を持って最後まで審査委員会の任務に努めていただくことを改めてお願いをいたします。

以上のことを踏まえて、本日の審査会では、調査事項に対し、結論を導き出していただきたいと考えております。

審査方法については、既に配付しております別紙の資料のとおりですが、調査事項1、商工会副会長について、調査事項2、恫喝について、それぞれ分けて審議、ご意見、採決を行いたいと思います。審議順序は、調査事項1、その後、2の順で行います。

なお、各調査事項については、初めに議論をしていただきますが、特に議論がなければ、委員お一人ずつ政治倫理条例違反に抵触するか否かを、その理由やお考えを基に発言をしていただきます。そして、その後に挙手により採決を行います。この進め方でいかがでしょうか。ご意見、ご確認等がある方は挙手にてお願いいたします。ありませんか。

【挙手なし】

菊地委員長

審査方法に異議がありませんので、先ほど説明しましたとおり、調査事項1、2の順で審査を行います。

まず初めに、調査事項1について、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。伊藤委員。

伊藤委員

調査事項の説明と進め方には異議はないんですけど、現在2名の方が遅れています。この7名で採決までいってしまってもいいのでしょうか。これ、事務局、どう判断したらいいんですか。これは9名での採決ということになるんですか。委員10名のうちの9名の採決をする…、間に合いましたね。もう一方、間に合えばいいんですけど、決を取るタイミングというのは揃ってからという認識でよろしいでしょうか。

菊地委員長

事務局長から発言します。

議会事務局長

では私の方から。まず、普通の地方自治法や会議規則に基づくこの設立要件というのは、まず会派の委員の、普通は議員のといいますが、の半数以上がいれば成立をするというふうになっております。また、何名を欠いてというところにつきますと、ここでいうその何名のところに数えるのは、出席委員というふうになるんですが、先ほど委員長の方が8名と申しあげましたけれども、委員長はあくまで人数が分かれた時に最終判断をしますので、そもそも決を取る人数というのは委員長を除いた人数となります。ですので、今、委員長を除くと8名、今、9名になりましたので、委員長を除くと8名というふうな形になります。これで決を取るというふうな形で、法上は可能だと思います。あとはその委員お一人お一人のご意見をどこまで大事にされるかとか、欠けてもいいのかというところで、いらっしゃるまで、いらっしゃるといふような話もありましたので、そこまでお待ちになるか、議決を先に延ばすのか、それとも進行上の流れとして、もう決を順次諮っていくのかというところになるかと思えます。私の方からは以上です。

菊地委員長

伊藤委員、よろしいですか。どうですか。伊藤委員。

伊藤委員

皆さんに聞きたいんですけど、これは待ったほうがいいのか、意見がそれぞれ反論もあるでしょうけど、待ったほうがいいのかどうかっていうのは皆さんで、はい。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

伊藤君、ありがとうございます。貴重な意見だと思いますので、和田議員から30分ぐらい遅れるということなので、皆さんの意見を聞いて、30分まで待って、その時間過ぎれば仕方がないかなと思いますけども、やはり猶予を与えて、伊藤君はそういう気持ちできっとやっていただけたと思いますので、そうしていただければ一番議員に対してのあれができるかなと、思いができるかなと思いますけども、委員長、いかがですか。30分過

ぎた場合は、これ仕方ないと、そこで決取ればよろしいかなと思いますけども、いかがですかね。みんなにあと意見聞いて、和田君来るまでに意見聞いて、最終的な判断、30分過ぎたら決取れば、それで問題ないかなと思いますけども、委員長いかがですか。

菊地委員長

海老沢委員。

海老沢委員

今、委員長は正式に委員会の開会を宣言しております。ということは、このまま進行して、何ら不具合はないと思っています。

菊地委員長

そのほかございますか。伊藤委員。

伊藤委員

たびたびで申し訳ないんですけど、その報告書の作り方だと思います。各一人ずつの発言というものを報告書にも添えて出すという趣旨で理解はしているんですけど、そこに一人欠けたけど採決の時だけ来るっていう、採決の時の人数には入ってしまうっていうのは、ちょっとおかしいのかな、その意見を聞く場も必要なんではないかなということで聞いてみました。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

ありがとうございます、伊藤君、すいません。来てからね意見聞くか聞かないか、それは皆さんの判断だと思いますけども、それで採決に加われるか加われないかわからないけども、30分経って来るかこないかわかりませんが、そういう判断でお願いしたいなと思いますけども。

菊地委員長

ちょっと休憩します。

【午後 2 時 1 3 分 休憩】

【午後 2 時 1 4 分 再開】

菊地委員長

再開いたします。

今いろいろご意見いただきました。大事な議員個人に関わる重要なことですので、議員の総意をもってね判断をしていくべきではないかということ考えた時に、審査の流れが既にお配りしてありますけども、この後、皆さんからお一人ずつ意見を聞くということになっておりますが、その時点で和田議員はもしいなければね、採決にはストップするという考え方もあります。今時点で休憩に入りまして、和田議員が来てからきちんと最初のスケジュール通りにやるという、そういう方法も考えられます。皆さんのご意見ありませんか。小沼委員。

小沼委員

今、菊地委員長のほうからお話があったように、30分ぐらいたったらば来るという話なんで、やはり議員一人一人の意見が非常に重要だと思いますので、来る間にちょっと休憩をしてですね、再度再開したほうがいいと思います。

菊地委員長

どうでしょうか。ほかの方、ございませんか。

【挙手なし】

菊地委員長

それでは、今、小沼委員から提案されましたこの時点で休憩に入りまして、和田委員が出席した時点で再開するということにしたいと思います。

ただいまから休憩いたします。再開する時間はちょっと確定できませんので、宜しくお

願います。休憩です。

【午後 2 時 1 6 分 休憩】

【午後 2 時 2 6 分 再開】

菊地委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前には、審査事項 1、商工会の副会長について、まずはじめにご意見がある方は挙手をお願いしますということで始めて休憩に入りました。

この中で意見が、ほかに意見がございますか。勝村委員。

勝村委員

大洗町議会政治倫理条例の中に第 4 条、5 番目かな、原則として町から補助金、再確認ということで補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこととありますけども、原則ということは、大洗町議会政治倫理条例が作ってあるので、これにやほりのとってやっていかなきゃならないかなと思ってますし、抵触するんであれば、やはり襟を正して、自分で判断していただかなきゃならないかなと思ってますし、僕の中に、飯田議員からの答弁の中に一つ漏れてることが一つあります。私に聞きにきた時には、商工会の副会長をできる方がいないということなので、私の判断としては、そんならやってもよろしいでしょうという話をしました。それをちょっと前回、言い忘れちゃったので、ここでつけ加えさせていただきます。でも、商工会は 600 人以上いてね、その中に副会長ができないという方はいないと思うんですよ。ある程度の年齢の方がいてね、飯田議員が悪いというわけありませんが、そこら辺のとこをよく考えればね、50 代、60 代、70 代の方、副会長の中で僕と同じ年齢の方が一人、副会長やっています。大貫の方ですけども、名前はちょっと言いません。ということは、飯田議員が身を引かれても、次、副会長をやれる可能性があるんじゃないかなと思いますし、ただ、僕に相談した時は、そういう話をされました。それでじゃあ飯田議員やってもいいんじゃないかなという話をしましたけども、600 何人もいてね、その中に副会長ができないという方はいないと思いますので、何か副会長をやると何かいいことがあんのかなっていうあれではないかなと思いますけども、そこら辺の判断を飯田議員はしていただければよろしかったかなと思いますけども、議長やりた

かったんならば、それを身を引いて、議員としてねまとめなきゃならない議長なので、副議長もそうだし、円滑に議会を運営しなきゃならないのが、国会を見ててもそうだと思いますし、今、衆議院で議長ちょっとやられてますけども、やはりそういう中立の立場になっていただかなきゃならないかなと思いますけども、委員長、すいません、つけ加えさせていただきます。すいません、宜しくお願いします。

菊地委員長

そのほかございませんか。小沼委員。

小沼委員

先ほど勝村委員のほうからもお話ありましたけれども、一番の問題はですね、今あるこの倫理条例の中に違反していないのか、しているのかっていう話なんですけれども、私もね弁護士さんにお話聞いてみました。前例がある中では、やはりこれはまずいと、そういう話をしておりました。勝村委員がほんとに言いましたけれども、ほんとに何でここまでこうやって騒いでやらなくちゃならないのか、私も非常に疑問であります。そして、私もね、この前回の飯田議員の発言内容の中に私もやっているという話ですけども、私のやっているのは農協の理事の当て職として私はやっているだけであって、私はいつこれに違反してるよという話になれば、いつ辞めてもいいような状況なんですけれども、そういう中ではね、飯田議員の思いがどうのこうの話ではないと思うんです。問題は、今の条例に違反をしているかしていないかという話なんで、それはね自分でちゃんと襟を正してししたほうが私はいいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

菊地委員長

そのほかございませんか。和田委員。

和田委員

まず、遅刻したことをおわびいたします。どうも申し訳ございません。皆様にご迷惑掛けます。

とはまた別に、今、小沼議員、それから勝村議員のお話を聞いておまして、原点に立ち返って考えなくちゃいけないだろうと、そういうふうに思っているんですね。今、当

て職という話が出ました、小沼議員のほうから。原則というのはね、この当て職なんですよ、これ。委員長も当時、議論されて知ってると思うんですが、当て職でなんのは仕方中ろうと。当然そのポストっていうのは、その当て職でなるわけなんですから、自らすすんでいってなりますよと。じゃあ例えば誰もやり手がいないとか、私じゃないとできないとかっていう時には、やはりその時点で全協なりそういうものを開いて、皆さんの意見をいただくべきだったんだろうと思います。で、今もですねずっとじゃあそれがわかった時点で、じゃあ私、商工会のほう辞めますとか、議員のほう辞めますとかっていう話で、この間も言いましたけど、出处進退はっきりしてね、それからこれからおかしいということであれば、皆さんに諮って条例改正をして、それから堂々とやればいい話で、その手続が全然なされていないと思うんですよ。それで、そのままずっと違反だって、最初から、この間、飯田議員の話では、最初からわかってた。どうしようかなって。そのままずっとずるずるずるずるずるずる来ちゃってるということは、一体どういうことなんだと。それこそね、この条例は、政治倫理なんですよ。小さいながらも大洗町で議員と言われる皆様から負託を受けた立場、その倫理を規定する条例なんです。だから、これはね、本来我々がどうこういう話じゃないんだ、これ。動議出されて、云々くんぬんという話じゃなくて、それがわかって抵触するといった時点で、何回も言いますが、皆さんに諮って、しかるべきだろうと。それがなかったということは、悪い言い方をすると、確信犯だという結論になってきやしませんかということなんですね。だから、もう、前ね、ここでだ、皆さんこれ、全員協議会だから名前出して、今関議員、これ、倫理条例に抵触するといった途端に、わかった、じゃあ俺は商工会のほうやるから、一生懸命やるから議員は辞めると。別に議員辞めろと言ってるわけじゃないんですね。どちらかを選べばいいわけなんで、これがね、じゃあ議員よりも商工会が大事だと、ピタッと議員辞めて商工会やればいいんですよ。議員が大事だったら、商工会ピタッと辞めて、別に商工会を辞める必要はない。副会長を辞めればいいんですから、それだけの話なんです。だからね、そのところを、小なりといえども政治家なんですから、出处進退をはっきりさせて新たにやるべきだろうと。もう一回言いますがね、私、議員辞めろなんて一言もいけません。どっちかにしなさいつつてんですよ。政治倫理条例がそういうふうになってんですから、どっちかにすればいいんです。そういうことです。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

今、和田議員から出ましたけども、もう一方いらっしゃいます。議長を就任したくて、商工会の会長を下りてます。これも政治倫理条例ができてから、はい。大先輩でありますから、今の会長のお父様です。名前は言いません。以上です。

菊地委員長

そのほかございますか。ありませんか。

【なしの声あり】

菊地委員長

ないようですね。意見が出尽くしたようですので、これより調査事項1、商工会の副会長について、政治倫理条例違反に抵触しているかどうか、委員お一人ずつお考え、理由と共にご意見をいただきます。

はじめに、柴田委員から議席番号順に発言をお願いいたします。柴田委員。

柴田委員

商工会副会長について、政治倫理条例違反に抵触しないと判断いたします。

政治倫理条例第4条5「原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと」の、原則としての一文があることにより、必ずそうではない、違う場合も認められると読み説くことができると判断いたします。以上です。

菊地委員長

櫻井委員は。

櫻井委員

私は、第1問というんですか、の政治倫理条例に違反するかどうかに関しましては、違反しておりませんと。

理由としまして、先ほどの柴田議員、副議長が言った理由が、ほぼほぼなんですけども、

原則としてといったことで、当然ながら例外も認められる、そういった中、また、飯田議員の釈明の理由の中で、先ほど勝村議員から意見というふうなのが出てはいたんですけども、やってもいいでしょうといったお言葉も、正直そこでももらっているといったところから、飯田議員もそこに踏み切るまでにはしっかりと考えを持って判断をされたといったところから、今回、私は抵触していないといった意見です。以上です。

菊地委員長

伊藤委員は。

伊藤委員

私は、このたびの飯田議長の大洗町政治倫理条例に違反しているとの審査に関して、二つの理由をもって反対をさせていただきます。

まず一つ目として、署名書と、また、9月に行われた今村議員の動議、両方に言えることですが、先ほど柴田議員、櫻井議員と同じく、4条の5の文面をあえて読み替えて署名をしている、動議を出しているということ、ここでいう「原則として」という文言を抜いて違反をしていると決めつけている。この当時ですね、条例を作った時、私はいませんでした、その時に「原則として」という文言を入れてるのに、それをあえて読み替えて違反をしているといったこと、こちらは動議に対しても署名に対しても、ちょっと不備があったんではないか、そう思いますし、政治倫理条例の違反していますと決めつけて署名をしていることにも、あわせて不備があったと思います。

もう一つの理由ですが、飯田議長の釈明の際にもあったものを引用させていただくと、この小さい町大洗で議員と各団体の在り方の歴史と将来を考えた時には、議員一人一人に対する役割、同各種団体の在り方を今後も見据えた時には、この「原則として」という文言が入ったままこれまでも運用をしてきた、町議会の政治倫理条例、その条例をのっとりならば違反はしていないと。そういう違反している事実はないと考えて、反対とさせていただきます。以上です。

菊地委員長

石山委員は。

石山委員

1の商工会副会長についての政治倫理条例の違反に関する件について、理由を申し上げます。

大洗町議会政治倫理条例第4条(5)の「原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと」ということになります。この原則としてというのは、一般に基準となるルールは決まっているけども、条件によっては例外を認めるというようなことに私はなると思います。したがって、今回のこの飯田議員の商工会副会長についての就任につきましてのことについての政治倫理条例違反に抵触しないということに私はなると思います。

そしてまた、その商工会の内部のことは、よく私は存じ上げませんが、なかなかやっぱり今のこの時代背景の中で、このいろいろな役職に就くことが困難な方が多い中で、やっぱり役職に就く方がいないということになるとですね、やっぱりある特定の方がやっぱり役職に就いてほしいというような要望がいろいろな団体のほうから出てくるんじゃないのかなというような感想を持ちました。

以上をもって政治倫理には抵触しないということで、以上でございます。

菊地委員長

小沼委員。

小沼委員

私は政治倫理条例には抵触しているというふうに思います。

今この審査会をやってるのは、今ある倫理条例の話であって、文言がどうのこうのという話ではないんです。これは先ほども言いましたけれども、弁護士の先生に聞きましたら、前例がある中で、やはりこれは判例として、いけませんよというようなお話もいただいておりますので、どうしてこれが今の条例に引っかからないのか、逆に私が聞きたいと思うくらいなんですけれども、やはりここまでね、議長として話を大きくしてきたこと自体が私はこれどうなのかなというふうに思っておりますので、今ある条例が違反でないという皆さん方の話なんですけれども、私この間、町をちょっと歩いてたら、ある人に呼び止められまして、議会、今何やってんの、あれっていう話を聞きました。そしたら、この倫理条例の話なんで、議会でもしこれが反対されるような話であれば、我々が反対し

ている議員を告訴しますよというような話をしてみましたんで、そこまで皆さんに心配させるような話では私はないと思うんですよ。抵触してるか、してないかの話なんで。そういうものをしっかりと考えていただきたいというふうに思います。以上です。

菊地委員長

それでは、和田委員のほうから。

和田委員

私も先ほどから言ってるようにね、抵触してます、これ。私の考えでは。ちょっと聞きたいんですが、先ほど櫻井議員が言ったように、誰かに言った、同意をもらえりゃ、何やってもいいのかって、そういうことでしょ、今言った話は。例えば勝村議員に同意をもらった。だから別にいいんだというように聞こえましたけどね。そういうことでしょ。

それと、石山議員の話で、その条件というのは一体何なんですか。なり手がいない。なり手がいないっていうのは、それ条件になるのかどうか。じゃあ商工会の中でそれをやってみたのか。じゃあ例えば飯田議員が副会長下りますけど、次やる人いませんか、そう聞いた、これもあるのかな。やってないでしょ、まだ、そういう話は。これね、何がその条件なのかよくわからない。よくわかるように教えていただきたい。

それで、先ほども言いましたけれども、まずは身を正すことが政治倫理なんですから、身を正すことが最初でしょう。それからどうするんだちゅう話ですよ。一人の議員に意見を聞いて、やったらいいべって言われたから、じゃあそのまま続けます。こんな条例無視な話ありますか。これ、変でしょう、誰が聞いたって。そういうことじゃなくて、もっと町民から選ばれてんだから、正々堂々と、いいはいい、悪いは悪いで、それでこれに不都合があれば、またそれを皆さんで、全協でも何でもいい、開いて、この条例おかしいですから改正しましょう、改正した後に、じゃあ今度は正々堂々となればいいでしょう。それが道じゃないですか。私は今ね、これ、道をね自分たちの力でねじ曲げようとしているようにしか思えない。条例あるんですから、これ。今から作るんじゃないんです。あるんです。これに抵触してる、私は思います。

菊地委員長

じゃあ海老沢委員のほうからお願いします。

海老沢委員

私はその「原則」という言葉が一番引っかかるんですよ。原則っていうのは、必ずしもやってはいけないという言葉には聞こえなくて、それで、確かに今、勝村委員が先ほど600人からいるメンバーで、なり手はいくらでもいるんだろうという話もありました。ただ、実際として活動としてきちんと動ける人を会長としては人選したいという話があったと思います。それで、飯田君なんかもかなり真剣に悩んで、俺は受けないほうがいいんだろうなっていう話も私は聞いておりました。ただ、ただ、その周りにやる人がいなければ、それで、飯田君はあくまでも、まだそういった話するって言われるかもしれないんですけども、ナンバーワンの副会長は某町のサービス会の会長をやっている方がなっていて、この副会長にはきちんとした発言権はあるんですけども、飯田君は意見を求められた時に発言するスタンスで副会長を受けたって話を私は聞いてんですよ。

【俺は聞いてないよの声あり】

海老沢委員

聞いてないと思います。ただ、私も商工会の理事やってるんで、理事会の中のこととかいろんな話で聞いている話なんですけども、これ、和田委員とは全く違う話になっちゃうんですけども。そういうことも踏まえて、これ原則ってつけなければ条例に抵触するかもしれないんですけども、原則受けてはいけないということは、受けてもいいという解釈をされる部分もあるということなんです。だから、それをやはりそのどういう観点で見るとかというのは、やっぱり見る人の目によっては違うと思うんですけども、私自身は商工会という会のことを考えた場合に、原則っていう文言があるならば、受けても万やむを得ずというふうに解釈して、条例には抵触していない、ぎりぎり抵触してないと言ったほうがいいかもしれないんですけども、そういう感じで私は捉えていますんで、これは商工会つつう組織の理事会の中でも出てる話なんで、それと総会の時には、その場で言いづらかったんだから言わなかったんだろうっていう人もいたんですけども、全会一致で可決されてんですよ、この人事案が。そういうことなんで、私の意見としては、抵触してない。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

先ほど述べましたけども、やる方いなかったということで相談されましたので、まあいいでしょうという返答をしましたけども、まあ次は考えていただけるのかなと思ってましたし、でも、なった以上は、どちらを取るかなって考えるのは、議長かなと思いますし、先ほど言ったとおり、600人以上いる中でやる方、候補挙がってたのは僕聞いてます。実は。そういう話がありました。何で飯田君に、その話は聞いてんです。これ大貫の方です。なきにしもあらずで、いたんですよ、やる方は。だから、僕はね、安易にやってもいいよと言いましたけども、抵触してると思います。これは僕、謝りますけども、長老のどこへ来たんでしょから、それはそんでまたね、議長やりたかったんならば、いいでしょうと言われた後、飯田君もいろいろ考えたんでしょ。商工会のほうでも今の会長ときつと馬が合うんでしょ。そういうこともあって飯田君になったと思いますけども。議会運営をねきちんとやるんであれば、やはり身を清めて、一本にさせていただきたかったなど。先ほど和田議員が言いましたけども、理事は辞めなくてもね、理事で残れるわけですから、だから次の機会、できればトップに立ってもよろしいかなと思いますけども、商工会の、そういうこともあるのかなと思いますけども、まあ本当に申し訳ありませんが、一応抵触してるということでお願いしたいなと思います。終わります。

菊地委員長

坂本委員のほうからお願いします。

坂本委員

特段の意見はございません。最終的には採決の形の時には採決のほうにはしますが、意見としては私のほうはありません。

菊地委員長

ただいま皆さんからご意見をいただきました。

それでは、これより採決をいたします。調査請求1の飯田英樹議員の商工会副会長就任の件について、大洗町議会政治倫理条例に抵触する、違反とする方は挙手をお願いいたします。

【挙手 4人】

菊地委員長

挙手少数であります。よって、調査事項1、飯田英樹議員の商工会副会長就任の件については、大洗町議会政治倫理条例に抵触していないと判断をいたします。

続きまして、調査事項2についてですが、この事項については、これまでの審査の中でも様々なご意見、非常に困難な問題も含んでいたと思います。

当審査会の報告の在り方として、議会政治倫理条例に違反している、違反していないとするのが通常でありますけれども、これまでの審議の内容から、審査、調査してみたが、当審査会において答えを出すべき内容ではないであるとか、審査、調査してみたが、違反している、違反していないを確認することはできなかったというような報告もすることも可能かと思えます。

以上のようなことを踏まえていただきながら、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。坂本委員。

坂本委員

この件は、言った言わない論になりますので、私はここで審査ができる内容ではないと思いますので、私は審査から逆に下りたいと思います。

菊地委員長

小沼委員。

小沼委員

恫喝どうこうの話ではなくて、この話はね、ほんとに言った言わないの話ですから、白黒つけるの非常にこれ難しいと思うんですよ。ですから、これは当人同士の話であって、我々が言った言わないに関与するような話ではないと思うので、私もこの問題については別に入る余地はないなというふうに考えております。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

今、二人の方から出ましたけども、当人同士の話なんで、僕ら当事者としてもいたわけじゃありませんからわかりませんので、この審議の中から外してもよろしいかなと思いますけども、委員長、決断をお願いしたいと思います。

菊地委員長

いろいろ出ましたが、ほかにありませんか。

ちょっとお待ちください。ちょっと休憩します。

【午後 2 時 5 6 分 休憩】

【午後 2 時 5 7 分 再開】

菊地委員長

再開いたします。

今、言った言わないの話になって、その場の判断というのは非常に難しいということもありました。入る余地がないということもありました。判断ができないという話もありました。

冒頭、私提案したとおりですね、出された申請人の答えに対して抵触するか、あるいは抵触しないというほかにですね、調査、審査をしてみたが当審査会において答えを出すべき内容ではない、審査、調査してみたが違反している、違反していないを確認することができなかった、この第三の答えがあるのではないかと思います。ですから、各委員におかれましては、違反している、違反していない、そして、第三の答えとする三つの中からお一人1回だけ挙手で決めていただければというふうに考えておりますが、この点についてご意見ありませんか。和田委員。

和田委員

初日にね言ったとおりに、これ、今もちょっと言ったけども、言われた人っていうのは、もうすごく死ぬまで忘れないっていうようなこともあって、言った人っていうのは、三歩歩いたら忘れちゃうというようなことも事実なんですよ、言ったの、言われた側とやった側っていうのは。だから、まず客観的なこういって言われたっていうのとやったっていう

の、飯田議員は言ってない、今村議員は言われたって言ってますから、これ、どうしようもない。客観的な証拠もないでしょう。という、本人同士の気持ちですから、これは審査に値しないのではないかなど、そういうふうには思います。以上。

菊地委員長

そのほかには。そのほかございませんか。要するに、申請者から出ている政治倫理条例に違反しているという大きな問題提起があります。これについて何も答えないということは、それをある面では認めるということにもつながる可能性もあるのではないかとということで、私は委員会としては、しっかりと答えを導き出すべきではないかというふうに思います。ということで、三つの第三という答えを提案したわけであります。

【それで決取っていいんじゃないですかの声あり】

菊地委員長

そうですね、よろしいですか。

【はいの声あり】

菊地委員長

それでは、決を取る前にですね、またお一人ずつね、これについて

【委員長、聞かなくていい、もうの声あり】

菊地委員長

そういう意見がありますが、皆さん、ほかの方はどうですか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

じゃあ一人一人のご意見は省いてですね、採択に付したいと思います。調査事項2、飯田英樹議員から議員への恫喝については、政治倫理条例に抵触するという方は挙手をお願いいたします。

【挙手 0人】

菊地委員長

おりません。

続きまして、政治倫理条例に抵触しないという方は挙手をお願いいたします。

【挙手 0人】

菊地委員長

おりません。

それでは、続きまして、審査、調査をしてみたが、当審査会において答えを出すべき内容ではない、そして、審査、調査してみたが、違反している、していないを確認することはできなかったとする方は挙手をお願いいたします。

【挙手 7人】

菊地委員長

審査、調査をしてみたが、当審査会において答えを出すべき内容ではない、審査、調査してみたが、違反していないを確認することができなかった、これが挙手多数でありました。

ただいまこれが多数となりましたが、審査、調査をしてみたが、当審査会において答えを出すべき内容ではないと、もう一方の審査、調査してみたが違反している、いないを確認することはできなかったとでは内容が少し違ってくるのではないか、これについてご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【言葉じりや書いてきた文章にみんな重きを持ってないと思いますの声あり】

菊地委員長

この内容に、さらにもし付け加えるか、あるいは三つ目の提案があればね、出していたらね。和田委員。

和田委員

これがね事実であるという客観的な証拠があれば、完全な倫理条例違反だろうとは思いますが。ただ、その確認の方法が今となってはいい。だから、事実確認ができないので、これはね、そういうことだろうと。以上。

菊地委員長

そのほか。坂本委員。

坂本委員

先ほども申しあげましたけども、これに関しては事実関係も含めて、第三者の発言がなければ、やはりそこであったかなかったかということとはできません。ですから、それは審査にかける意味のないもの、という位置付けのほうがよろしいかと私は思って先ほど申しあげました。

菊地委員長

ほかに。伊藤委員。

伊藤委員

非常に言葉が似てても非なるものということなんですけど、その前者の何でしたっけ・
・

菊地委員長

審査、調査をしてみたが、この審査会において答えを出すべき内容ではない、最初はね。

伊藤委員

はい、それと、確認できるかできないかということでもんね。というと、審査する必要がないというのは前者に近いのかなと。だけど、審査した結果、確認できなかったというのは、署名書にきている、違反しているかしてないかというところから少し逃げてしまおうのかなと思うので、私は前者のほうがいいと思います。

菊地委員長

今、伊藤委員からは、この審査会で答えを出すべき内容ではない、これにすべきではないかという意見がありました。

【前者か後者だ。前者か後者での声あり】

菊地委員長

はい、そうです。

それでは、採決いたします。今、伊藤委員から提案されました、審査、調査をしてみたが、当審査委員会において答えを出すべき内容ではない、これにご賛同の方は挙手をお願いいたします。

【挙手 7人】

菊地委員長

挙手多数であります。

調査事項2はね、そういうふうな形で決定したということになります。

いろいろと難しい問題も抱えながらね、何回にもわたって審議いただきました。

以上をもちまして、このたび提出されました飯田英樹議員に対する政治倫理審査会を終了いたします。

限られた時間ではありましたが、委員各位のご協力により、委員会を無事終えることができましたこと、誠に感謝申し上げます。

各位大変ご苦勞様でした。

なお、当審査会で配付した資料は、回収させていただきますので、宜しく願いいたします。

【報告書は委員長に一任でいいんですかの声あり】

菊地委員長

報告書は、委員長、副委員長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

はい、ご苦勞様です。

【午後3時06分 閉会】